

神栖市スポーツ少年団加盟団体事務局長 各位

神栖市スポーツ少年団本部
本部長 佐藤 幸男
(公 印 省 略)

暑さ指数等に基づいた神栖市スポーツ少年団の活動について

平素より、スポーツ少年団の育成に対し、格別なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、スポーツ庁より令和6年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行し、「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）¹」が法律に位置付けられるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート²）」が新たに創設されるなど、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることが求められております。当少年団も加盟しております神栖市スポーツ協会においても緊急の常任理事会が開催され対応について協議しました。

これらの内容を踏まえた暑さ指数に基づく対応について、以下に記載させていただきますので内容をご確認いただき、活動の指針としていただくとともに、少年団に関わるみなさまへの周知をお願いいたします。また、団員の生命と健康を守るべく徹底した対応をお願いいたします。

記

【内 容】

- 熱中症特別警戒アラート発表中は定期練習および大会等³を中止・延期してください。また、特別警戒アラートが発表されていない場合でも、当日会場で活動前や活動中に計測した暑さ指数が3.1以上の場合には定期練習および大会等を中止・延期してください。
- 暑さ指数計測記録表(別添)を毎回の活動ごとに必ず記録する。活動前、活動中に計測し、暑さ指数が3.1を超えないよう注視する。
- 定期練習および大会等の実施にあたり暑さ指数に応じた注意喚起を行ってください。
市内各運動施設には暑さ指数計測器が常備されておりますが、事務局でも貸出用の計測器を用意しておりますので、貸出希望の団体は下記まで連絡をください。

¹ 県内観測地点のいずれかで暑さ指数(WBGT)3.3以上

² 県内観測地点すべてで暑さ指数(WBGT)3.5以上

³ 市内の少年団が主催となって開催するもの。また、市外の団体等が主催する大会等に参加する場合は、主催者の判断に従うもしくは、単位団で協議し判断してください。

○大会等の中止に伴う運動施設のキャンセル料については、次の条件のいずれかを満たす場合は徴収しません。

条件：県内において熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラートが発表されている

：施設で観測した暑さ指数が31以上である

対象施設：冷空調が完備されていない施設

○その他、施設から利用にあたり特別な指示があった場合には、それに従ってください。

○運用開始日 令和6年6月15日（土）

【参考資料】

- ① 環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）には暑さ指数、熱中症への対処方法に関する知見等の情報が提供されております。<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>
- ② 日本スポーツ協会ホームページ（熱中症予防のための運動指針）
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/PART3_heatstroke_0531.pdf
- ③ 指導者等の責任（スポーツ活動における熱中症事故の防止：別添PDF）

<問い合わせ先>

〒314-0121

神栖市溝口4991-10 神栖市武道館内

神栖市スポーツ少年団本部事務局 担当：大川・木場

TEL 0299-96-7700

FAX 0299-96-7773

メール sports@k-bssk.or.jp